

河川内に無許可で船舶を係留することは法律違反です。



なぜ河川に係留してはいけないのか？

無許可で河川内に船舶に係留することは、様々な支障を引き起こすおそれがあります。



係留杭による護岸の損傷



台風等によって船舶が沈没し、燃料流出による水質の悪化



船舶流出による家屋への二次被害

出典：国土交通省 北上川下流河川事務所 提供

東日本大震災での事例

■不法係留船への取り組み

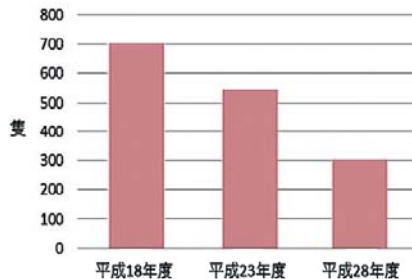
国土交通省木曾川下流河川事務所では、平成19年度より船舶所有者への指導、強制的な撤去措置を実施するなど、不法係留船対策を実施しています。



強制的な撤去措置の実施

■多数の船舶が不法係留されています。

木曾三川下流部における不法係留船は、減少しているものの、未だに多数の船舶が河川に不法に係留されています。



木曾三川下流部における不法係留船対策に係る計画(第2次)が策定されました。

■木曾三川下流部に許可なく船舶に係留されている方は…

自主的な撤去、マリーナ施設等への船舶の移動をお願いします。

なお、船舶の移動をされない場合は、指導・撤去を実施する場合があります。

■木曾三川下流部の係留施設に船舶に係留されている方は…

施設の管理者(各市町)の指導のもと、施設の維持管理、係留船舶の管理の徹底をお願いします。

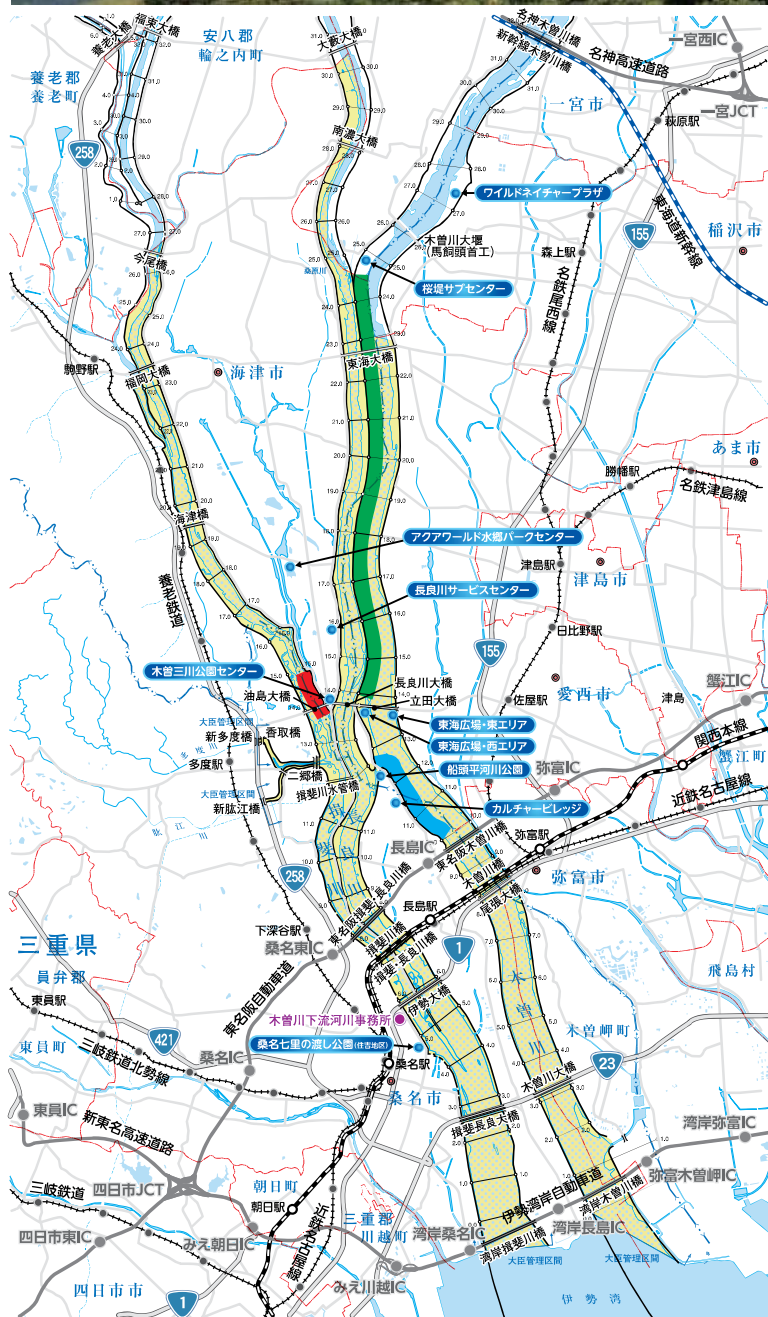
ホームページで詳細をご紹介します。

木曾川下流不法係留

検索

河川法施行令改正により 平成30年5月から 放置禁止指定 することになりました。

世界に誇れる木曾三川へ。
公共の水面は、みなさんが共有する財産です。



船舶の放置行為は 罰則が 適用されます!

- 河川法施行令改正(平成26年4月1日)により、船舶など河川管理者が指定したものをみだりに捨て又は放置することが禁止行為として追加され、3ヶ月以下の懲役又は20万円の罰金を科されることになりました。
- 木曾川下流河川事務所では、河川に放置された船舶の対策をより強化することや予防を目的に、管理する管内の全ての河川で「船舶」を指定します。
- 船舶の放置等を禁止する区域

木曾川、長良川、揖斐川、多度川、脇江川の内、木曾川下流河川事務所が管理する区域

重点的撤去区域において、 強制的な 撤去措置を 実施します。

河川法の規定に基づき
指示等並びに強制的な撤去措置
(簡易代執行・行政代執行)を実施します。

放置禁止指定範囲

■ 木曾川下流河川事務所が管理する全区域

重点的撤去区域範囲

- 海津市海津町島地先(治水神社から大江樋門付近)
- 桑名市長島町西川地先から船頭平開門木曾川水路
- ケレップ 水制群

■ お問い合わせ先



国土交通省 木曾川下流河川事務所

■ 住所 〒511-0002 三重県桑名市大字福島 465

占用調整課

■ 電話番号 0594-24-5718

■ FAX 0594-24-5725